|  |
| --- |
| №22-25　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022（令和4）年9月2日***全保協ニュース*****〔協議員情報〕****全　国　保　育　協　議　会****TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509****ホームページアドレス〔** [**http://www.zenhokyo.gr.jp**](http://www.zenhokyo.gr.jp/) **〕** |

－今号の目次－

* 「第65回全国保育研究大会（山形大会）」分科会発表テーマと参加申込の延長について 1
* 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントが開始される 2

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆ 「第65回全国保育研究大会（山形大会）」分科会発表テーマと参加申込の延長について**

「第65回全国保育研究大会（山形大会）」を、Zoomによるライブ配信（10月20日（木）全体会の一部・第1～9分科会）および、クラストリームによる動画配信（10月17日（月）～28日（金）　全体会・第10分科会(フリー発表分科会)）にて開催します。

分科会では、それぞれに設定された「共通研究テーマ」に基づいて、ブロックから推薦された発表者が意見発表を行います。各分科会の「共通研究テーマ」と各意見発表者の発表テーマについては別紙チラシをご参照ください。

本大会では意見発表者の発表、講師からの講義を踏まえて、参加者同士のグループディスカッションを実施する予定です。全国の皆さまと交流ができる機会となっておりますので、別紙をご確認のうえ、ぜひお申込みください。

参加申込については、〆切を9月2日（金）としておりましたが、**9月16日（金）まで延長**させていただきました。各分科会で設定している定員に達した時点で締め切らせいただきますので、参加をご検討されている方は以下のURLからお早めにお申込みください。

<https://www.mwt-mice.com/events/2022zenhokyo65/login>

|  |
| --- |
| ※訂正とお詫び会報「ぜんほきょう」9月号に上記内容をお知らせするチラシを同封しましたが、開催日の曜日の表記に誤りがありました。お詫びし、訂正いたします。【誤】令和4年10月20日**（金）**↓【正】令和4年10月20日**（木）**本ニュースに添付したデータは上記部分、すでに修正済みのデータです。 |

**◆**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントが開始される

令和4年8月23日から「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントが開始されています（締切9月21日（水））。

今回の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案」においては、下記の4点の改正が予定されています。

1. 児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等について
2. インクルーシブ保育について
3. 児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化について
4. 保育所におけるみなし看護師等の雇用に当たっての乳児の在籍人数要件の撤廃について
5. **児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する計画の策定等について**

**【改正の趣旨】**

* + 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」の審議において、保育所を含む児童福祉施設の運営に関する基準について、国が定める基準に従って条例に定める事項として、「児童の安全の確保」を追加する修正案が全会一致で可決されました。
	+ 「認定こども園においては、学校保健安全法により安全計画の策定が義務付けられている一方、（中略）保育所を含む児童福祉施設等（中略）については、安全計画の策定を始めとする「児童の安全の確保」に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置付けられる必要がある」と指摘されています。
	+ また、参議院の附帯決議では、「保育所が送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全確保に関する計画を策定することを、都道府県等が従うべき国の運営基準として定めること。その際、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などにより、その実効性を確保させること」とされました。
	+ 上記を受け、都道府県が条例で児童福祉施設の運営に関する基準を定める際に従わなければならない国の基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）に、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定を加える改正が行われます。

**【改正の概要】**

* + 児童福祉施設全般に係る総則として、各児童福祉施設において安全計画を策定すること等を義務付ける規定が新設されます。
	+ 既に保育所保育指針などにより一定の安全に関する取組が義務付けられている保育所以外の児童福祉施設等は、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定が設けられます（つまり、保育所は経過措置なく、施行日である令和5年4月1日より安全計画の策定が義務付けられることになります）。
1. **インクルーシブ保育について**

**【改正の趣旨】**

* + 現在、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の規定により、児童福祉施設が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、「入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員」については、併設する設備・職員を兼ねることができないとされています。
	+ この規定に基づき、例えば、保育所に児童発達支援の事業所が併設されている場合であっても、保育所の利用児童と児童発達支援の利用児童を一緒に、当該保育所の保育室において保育することは認められないことになっています。
	+ こうした点について、保育所の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を見直し、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、職員の兼務や設備の共用を可能とする例外規定が設けられます。

**【改正の概要】**

* + 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第8条ただし書における特有の設備・専従の人員の共用を不可とする規定について、保育所についてはその行う保育に支障のない場合に限り、共用可能とする改正が行われます。
1. **児童福祉施設等における業務継続計画策定等の努力義務化について**

**【改正の趣旨】**

* + 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第10条には、児童福祉施設に対して、感染症または食中毒の予防等のため「必要な措置を講ずる」努力義務が課されていますが、講ずるべき措置の内容は具体的に規定されていません。
	+ また、感染症等に関するものだけではなく、災害に関する業務継続計画についても規定されていません。
	+ 一方、障害児入所施設および児童発達支援センターにおいては、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定の取りまとめを踏まえ、「業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施する」「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施する」こと等を義務づける規定が既に盛り込まれています。
	+ 令和4年1月にとりまとめられた「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書」において、児童福祉施設に対して、上記2点を努力義務として求めるべきとの意見があり、所要の改正が行われます。

**【改正の概要】**

* + 児童福祉施設に対し、「①業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること」、「②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること」を努力義務として求める規定が設けられます。
1. **保育所におけるみなし看護師等の雇用に当たっての乳児の在籍人数要件の撤廃について**

**【改正の趣旨】**

* + 「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」附則第2項の規定により、経過措置として、乳児4人以上が入所する保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士をみなすことができるとされています。
	+ 少子化の進行等により保育所に入所する乳児の数が4名付近となるケースが増え、この場合、看護師等の処遇が乳児1人の入退所に左右され安定しないとの指摘があり、引き続き安定して看護師等が勤務することを可能とする必要があるとされました。
	+ 国家戦略特別区域ワーキンググループにおいて、保育の質を保ちつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃するための方策が議論され、下記の2つの要件をいずれも満たす場合に限り、乳児の人数にかかわらず、看護師等1名に限り保育士とみなすことができるという方向で検討するとの結論が出され、所要の改正が行われます。
* 保育士・看護師等の相互のフォローアップ体制を確保しつつ同一の場所で合同で保育に当たること
* 看護師等が、一定の基準を満たす乳児保育に係る研修を受講するなど、乳児保育に関する知識経験を有する者であること

**【改正の概要】**

* + 乳児の在籍人数の要件を撤廃するとともに、条文上は看護師等のみで乳児への保育を行うことが可能となってしまうことから、別途、保育士と合同で保育を行う旨の要件が設けられます。
	+ また、各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識と経験を有することが要件として明確化されます。

上記4点の改正については、令和4年10月上旬公布予定、令和5年4月1日施行となっています。

意見の提出は、令和4年9月21日（水）必着とされています。詳細は下記ホームページをご確認ください。

■e-GOVパブリック・コメント > 案件一覧 > 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220145&Mode=0